

平成30年第2回
城里町議会定例会会議録 第2号

平成30年6月6日 午前10時00分開議

1. 出席議員（14名）

1番	桜井和子君	8番	河原井大介君
2番	加藤木直君	9番	関誠一郎君
3番	猿田正純君	10番	阿久津則男君
4番	藤咲芙美子君	11番	小林祥宏君
5番	片岡藏之君	12番	杉山清君
6番	藺部一君	13番	鯉渕秀雄君
7番	三村孝信君	14番	小坪孝君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の職氏名

町長	上遠野修
教 育 長	高岡秀夫
まちづくり戦略課長	大曾根直美
総務課長	河原井明
町民課長	柳橋司朗
財務課長	高堀義美
税務課長	鈴木貴司
健康保険課長	山口利春
長寿応援課長	阿久津忠昭
福祉こども課長	増井栄一
農業政策課長	皆川尊志
都市建設課長	鯉渕和己
下水道課長	山崎秀樹
会計管理者（会計課長）	小林正雄
水道課長	高瀬浩文
農業委員会事務局長	山口成治
教育委員会事務局長	小林克成

1. 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	阿久津 雅 志
主 任 書 記	松 崎 英 明
書 記	市 村 真 紀

1. 議事日程

議 事 日 程 第 2 号

平成30年6月6日（水曜日）

午前10時00分開議

日程第1 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

一般質問

午前10時00分開議

議員の出欠

○議長（小坪 孝君） 議員各位には何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員数は14名です。

開議の宣告

○議長（小坪 孝君） 定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、説明のため、町長、教育長、課長、局長がそれぞれ出席しております。

また、議場内での携帯電話の使用は禁止されておりますので、マナーモード等のご確認をお願いいたします。

傍聴人10名を許可いたします。

議事日程の報告

○議長（小坪 孝君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事

日程第2号のとおり議事を進めたいと存じますので、ご了承願います。

町長挨拶

○議長（小坪 孝君） ここで、町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） おはようございます。

本日は4人の方から一般質問の通告を受けております。誠心誠意回答させていただきますので、どうぞ活発なご議論のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小坪 孝君） ここで、傍聴人2名を追加いたします。

一般質問

○議長（小坪 孝君） それでは、日程第1、一般質問を行います。

なお、質問者は一般質問席へ登壇の上行い、最後の答弁まで一般質問席でお受けくださるようお願いいたします。

また、質問回数は3回まで、時間は60分を超えることはできませんので、質問、答弁とも簡潔をお願いいたします。

さらに、類似した質問が出たときは、後から質問される方は重複質問はしないようお願い申し上げます。

それでは、通告第1号、10番阿久津則男君の発言を一問一答方式により許可いたします。
10番阿久津則男君。

〔10番阿久津則男君登壇〕

○10番（阿久津則男君） おはようございます。10番阿久津則男でございます。

通告順に従いまして、一問一答式にて質問いたしますので、よろしくお願いをいたします。

なお、簡潔に質問いたしますので、簡潔な答弁をお願いしたいと思います。

まず、町営住宅についてお伺いをいたします。

町長は施政方針で町営住宅を今後10年間で70棟程度建設、新築を目指すということでしたが、どこの地区から、何棟くらい建てる計画であるのか。また、財源はどの資金を利用するのかをお伺いいたします。

2つ目といたしまして、古い町営住宅がたくさんあるわけでございますが、その古い町営住宅を解体したその土地を民間会社に提供し、民間会社にアパート、あるいは住宅等を

経営させる考えはないのかをお伺いいたします。

以上、1回目です。

○議長（小坪 孝君） さらに傍聴人1名を許可いたしました。

町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。それでは、10番阿久津則男議員のご質問に回答させていただきます。

施政方針で述べましたように、常北地区40戸、桂地区20戸、七会地区10戸程度の建てかえ、新築を目指してまいります。

常北地区につきましては、昨年度、南団地の用地買収を行わないで、現地で建てかえする場合の基本計画を作成いたしました。今年度は4月の議会で、現地の建てかえではなく、近隣の用地買収も考えてみるべきではないかという提案もございましたので、用地を近隣に取得した場合の基本計画を作成して、その現地で建てかえる場合、それから近隣に用地を取得した場合の両案を住民の皆様などに示して、建てかえに向けた合意形成を図ってまいりたいと考えております。

桂地区におきましては、5月に緑ヶ丘団地に子供4人を含む新規の入居があり、緑ヶ丘団地が5月中に満室となりました。ほかの団地は耐用年数が過ぎており、新規の入居を行っていないため、桂地区には入居可能な町営住宅が1戸もない状態となりました。県営のたかね台住宅も空き部屋が残り1戸とのことです。桂地区出身の子育て世帯がふるさとで実家の近くの公営住宅に住むことを希望しても、それを町として対応できないのは残念なことです。早期の建設が必要であると考えております。

また、七会地区では、塙団地、徳蔵団地が現在満室、小勝中郷団地についても2戸の空きがあるだけで、こちらも近いうちに満室となることが予測されることから、早期の建設が必要と考えております。

財源につきましては、公営住宅の建てかえには最大45%の国の補助の社会資本整備総合交付金が受けられます。残金部分については、全額起債を充てることができます。

4月議会でも議論をいたしました。公営住宅の入居者からいただいている家賃は、年間約6,000万円、さらにその公営住宅に居住している方が支払っていただいている住民税、軽自動車税など、さまざまな税収を合わせると、試算ではありますが、1億円近い収入を町に毎年生み出していると試算もできます。

公営住宅から上がる収入をするには、継続的な投資も必要と考えます。城里町が誕生以来、1戸の建てかえも新築も行ってきませんでしたが、ほかの市町村を見ますと、毎年継続的に公営住宅の建設を行っている市町村もございます。城里町には390戸の公営住宅がございますので、70戸程度の建てかえ、新築は、ほかの市町村と比較しても適切な投資と考えております。

建てかえの順番につきましては、どこかの地区を全部終えてから他の地区を行うということではなく、3地区ある程度同時並行的に行っていくことが必要と考えております。

また、事業のスピードにつきましては、これは道路などほかの公共工事と同様ですが、用地の取得や住民の合意が得られるところが早く事業が進んでいくことになるかと思えます。

2つ目の質問で、古い町営住宅を解体したその土地を民間会社に提供し、民間にアパート、住宅等を経営させる考えはないのかというご質問でございますが、今回計画しております南団地の建てかえについて、現在の場所で建てかえるのではなく、新しい土地を取得して建てかえた場合には、現在、公営住宅が建っている場所は不要な土地となりますので、その土地を住宅用地、アパート建設用地として民間に売却するということは十分に考えられるかと考えております。

○議長（小坪 孝君） さらに傍聴人1名を許可いたしました。

10番阿久津則男君。

〔10番阿久津則男君登壇〕

○10番（阿久津則男君） ありがとうございます。

町営住宅で収入があるということではありますが、職員の人件費は見えていないと思うんですね。そういう点も見ればどうなのかなと思います。

また、執行部に先日聞いたところによりますと、石塚南団地に建てる場合には、23棟ほど建てるような計画があるというようなお話でした。

公営住宅建設事業で45%は国の補助であり、残金は借金ということだと思いますが、やはり私は、これからは民間でできるものは、やはり民間でということであるべきではないのかなと思っているところでございます。

保育園にしても、幼稚園にしても、子供が少なくなった中で民間と町が子供の取り合いをしていても、これはしょうがないものでありますから、幼稚園なども来年で閉鎖すると。そして、民間に任せるということで、私はそれはそれでいいかと思います。やはりアパートなども同じように、民間の経営も人口が減ってくると大変なことになると思うんですね。そこにあって町がアパート経営に力を入れる必要は、私はないのではないかと考えております。

今回、例えば23棟建てる計画で、金額は出ていませんけれども、整備費などを入れれば、恐らく6億円以上かかると思うんですね。55%が借金ですから、3億3,000万円以上は借金するようになると思います。また、町としては、今後、ごみ処理場の建設、あるいはし尿処理場の改築、また大がかりな防災無線の事業、そして水道事業などがあります。そういうことを鑑みますと、そんなには借金もできないのではないかと思います。

そして、町長は390戸の戸数があって、70戸くらい増やすということではありますが、金長町長、そして阿久津町長と、十二、三年たちますけれども、私も町営住宅については何

度か質問を入れました。そのときに執行部の答弁というのは、城里町の人口からすれば、ちょっと町営住宅の数が多いと。減らしていくんだと、時間をかけて減らしていくんだという答弁を何回か聞いております。ここで70棟また増やしてしまうと、またもとに戻ってしまう。あるいはもと以上になってしまうということで、その辺、いつそうやって方針を変換したのかちょっと疑問に思うんですね。そこをもう一度、いつ増やす方向に転換したのかお伺いしたいと思います。

28年度の一般会計、特別会計、企業会計の借金合計が231億7,000万円です。28年度の財政調整基金の残高が36億円ありますが、29年度の残高が31億円と5億円減っているわけです、1年で。こういうことを考えてみても、私はもうそろそろ民間にやらせるべきではないのかなと思っているところでございます。

また、町の土地でございますが、北茨城市、あるいは境町、大子町などは、無償で土地を提供して建てさせているというようなお話も聞いております。私は、町もそういった余っている土地があるのであれば、別に住宅の建っている土地以外でも、民間に無償で提供いたして、住宅などの経営をいただく時代ではないのかなと思っております。そのことによって町が固定資産税は入りますし、また滞納面で苦しむというのはおかしいですけども、滞納面で楽になると思いますので、そしてそういったものでそういうことをすれば、子育て世帯、あるいは介護の世帯に助成金も回せるのではないかと、その分ですね、そう思いますので、もう一度、町長の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（小坪 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。質問に回答させていただきます。

まず、財政調整基金の件なんです。財政調整基金は、実はわざと減らして、社会資本整備基金という別の基金に積んだだけなので、基金総額は逆に2億5,000万円ぐらい、29年度増えているんですね。ですので、ちょっとそこは財政調整基金だけが基金ではなくて、基金の総額でいきますと、28年度が56億円ぐらいで、29年度は58億円を超えていますので、基金の総額は増えていますということをまず申し上げておきたいというふうに思います。

次に、民間と公共の役割分担なんです。まず主に南団地の質問がございましたが、桂地区、七会地区の話をさせていただきますと、民間のアパートは1件もございません。やはり農地規制等がありますので、民間で自由にアパートを建てられない、アパート経営ができないのが桂、七会地区でありまして、そういった桂、七会地区におきまして、今、先ほども申し上げましたが、桂地区は満室、七会地区も残り2部屋で、恐らく毎年三、四件ぐらい七会地区も新規の公営住宅の入居がここ二、三年連続でありますので、恐らく今年度中に小勝中郷も満室になるであろうというふうに見込まれております。そういったときに、ふるさとで子育てしたいと、いろいろな事情があって親と同居はできないんだけど、長男がいるから、長男夫婦がいるので、親の近くに住みたいんだけど、借家に住

みたい、アパートに住みたいという人が出てきたときに、1戸の空きも公営住宅もないということでは、やはり町として、城里町に住みたいという子育て世帯に対して申しわけがないので、やはりある程度整備が必要ではないかと思っています。

ただ、それは純粋に増えるのではなくて、純粋に増える場合あるかもしれませんが、基本的には城里町全体で390戸の公営住宅があるんですが、現在、90戸ぐらいは政策空家として募集をしないで解体を待つ状態になっているわけですね。その解体を待つだけになっている戸数よりも少ない戸数で建てかえを行っているので、70戸という数は政策空家の数よりは少ない数になっておりますので、町全体としては公営住宅の数が390戸より増えるというわけではありません。

ただ、政策空家として募集していなかった部屋が新築に変わると募集を開始しますので、その面では増えるという言い方もできるのかもしれませんが、ある程度、特に桂、七会などのアパート経営ができない地区においては、公営住宅の存在によって子供の数や若年世帯が支えられているという面も否定できないことはあると思いますので、そういった面で公営住宅の建設は必要なのではないかと思っております。

続いて、今ご質問の常北地区の話に移りますが、それぞれの地区の事情もございますが、桂地区や七会地区で公営住宅をきちっと整備する中で、常北地区では一切行わないで、民間アパートだけに任せるといった議論も、なかなか地域間のバランスを考えた中でできないのではないかとこのふうにも考えております。

確かに常北地区の南団地、池の内団地などで空き部屋がまだございますが、毎年数件ずつ入居が来ております。特に最近は離婚される方が多くて、シングルマザーでふるさとに帰って来て、高い民間アパートの家賃は払えなくて、やはり家賃1万円、2万円くらいで入れる公営住宅に入居することで、文化的で快適な生活をそういった方にも提供しているという面もあるかと思えます。そういった観点の中で、常北地区においても、すぐに1年、2年で40戸できるわけではないとは思いますが、今ある公営住宅、耐用年数が過ぎている住宅を解体、撤去しながら、それよりも少し少ない戸数になりますが、新築をしていくことも必要なのではないかというふうに考えております。

土地を無償で提供してはどうかということですが、例えば、これもまた地区別の話になるんですが、今一番土地が提供できそうなのは、今、南団地の木造住宅のところ、今、解体が少しずつ進んでおりますが、仮に現地で建てないで、近隣地で新築した場合、今の町有地が更地になりますので、そこは確かに出せるとは思うんですが、ただ石塚のあの周辺の宅地の売買の状況を見ていると、250万円から400万円ぐらいで現在も売買されているようなので、無償で提供するというのは、ちょっと土地としてはもったいない土地でありますので、もしあのあたりの土地を出すときには、周辺でちゃんと有料で買って家を建てている方もいらっしゃると思いますので、高過ぎない価格で民間に土地を売却していくというのにも必要かなと思っております。

ただ、七会地区におきましても、小勝中郷団地の付近の土地で最近町有地を売却しましたが、そこもやはりそれなりの値段で売れましたので、無料で売るといって、先に有料で買った方との……

〔「無料で売るんじゃないの」と呼ぶ者あり〕

○町長（上遠野 修君）　そうですか、すみません。

近年の取引事例と比較して、不公平だという声が出ないように配慮しながら処分していきたいというふうに考えております。

○議長（小坪 孝君）　10番阿久津則男君。

〔10番阿久津則男君登壇〕

○10番（阿久津則男君）　やはり七会、桂、これは別に町営住宅をなくせと言っているわけじゃないんですよ、私は。診療所にしても何にしても、やはり町でやらなければならないところは、もちろんやるわけなんですよ。ただ、民間でやれるところは民間でやるべきだということなんですね。

ですから、先ほども言いましたけれども、もう町営住宅は、ずっと私、十二、三年、執行部の皆様には減らしていくんだという説明を受けていたんですよ、ずっと。それがなぜかここでまだ70棟建てかえるというから、どこで方向が転換になったのかということで、当然、上遠野町長の考えなんでしょうけれども、施政方針で出てきたんですからね。それは町長の考えですからいいとは思いますが、ただ、ここで先ほど言いましたように、余り借金を増やすあれではないと。先ほど特別会計まで入れて基金が58億円、特別会計のお金はまだ使えませんからね。それはそれで、やはり大事なものは財政調整基金だと思いますので、その数字はこれからも注視していきたいと思っています。

町営住宅を建てて借金を増やす、幾ら増やすのかちょっとわかりませんが、やはり私は、もう民間の企業と町が争う時代ではないと思っています。そういった意味で、民間にできることは民間にお願いしたいということを要望いたしまして、次の質問に入ります。

次、学校給食についてでございます。

1つ目でございますが、本町の給食は1食当たり幾らなのか。また、他の市町村と比べて劣っていないのかどうかお伺いいたします。

2つ目といたしまして、給食の食べ残しはどのような状況か。

3つ目、給食費の無償化対策で、今後5年間で町が持ち出す金額は幾らになるのか。

4つ目、給食費を無償化したわけですが、今後、安易な考えで、この給食の質を落とすことはないかどうかお伺いいたします。

以上、1回目です。

○議長（小坪 孝君）　さらに傍聴人2名を許可いたします。

教育長高岡秀夫君。

〔教育長高岡秀夫君登壇〕

○教育長（高岡秀夫君） ただいまの阿久津議員のご質問にお答えしたいと思います。

なお、4つあったかと思いますが、2つについてとりあえず答弁させていただきたいと思います。

〔「教育長、マイク使って」と呼ぶ者あり〕

○教育長（高岡秀夫君） すみません。大変失礼しました。

阿久津議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、1つ目の1食当たり幾らか、他市町村と比べて劣っていないのかというご質問でございますが、小学生の給食費は1人当たり月額4,650円でございます。これに年間の徴収回数11カ月分を掛けた金額5万1,150円を年間の給食回数196回で割った金額が1食当たりの金額260円になります。中学生の場合、月額が5,150円であり、同様の計算を行いますと、1食当たり290円となります。本町の給食1食当たりの金額は、県内の市町村の平均が小学校240円、中学校が270円となり、小・中いずれも本町の場合20円ほど高い金額となっております。

本町の給食の特筆すべき点としまして、次の4点が挙げられます。

まず、1点目は、地産地消の考えから、肉類、野菜類などの食材をでき得る限り地元の業者から納入しているということでございます。

2点目は、提供するメニュー品目が多いということでございます。各学校からのリクエスト献立等を取り入れた献立も提供しているということでございます。

3点目は、使用する食器類をリニューアルし、清潔感と見た目でも好感が持てるように工夫されていること。

4点目は、温かい麺類を提供している点でございます。他市町村では、ソフト麺業者が廃業により撤退し、提供されなくなってしまったのですが、本町においては現在も温かな状態で提供し、これも好評を得ております。

以上のような点からも、本町の給食事情は決して他市町村に比べ品質が劣るというようなことはないと考えております。

今回の阿久津議員ご質問の答弁とは直接の関係はございませんが、昨年度末に教育産業常任委員長から、小・中学校の給食を食べながら子供たちとの交流、触れ合いを図れるような機会が持てればということでご提案がございました。今年度初め、4月の校長会で諮りましたところ、快諾が得られ、1学期中に小学校で実施の運びとなっておりますので、そのような機会に出席してみたいという議員の皆様がおられましたら、お申し出いただければと考えております。

次に、給食の食べ残しはどのような状況かというご質問でございますが、本町の小・中学校においては、現在のところ全校を挙げての残量調査は行ってはおりません。

ただ、児童会、あるいは生徒会における給食委員会の活動などで、給食を提供してくれ

ている人たちへの感謝の気持ちや食べ物を大切にするとといった狙いから、強調週間や給食週間といったキャンペーンを展開したり、給食センターの栄養職員を招いたりしての食育指導を行い、できるだけ残さないで食べよう、食べ残しを少なくしようというような働きかけはしております。その一方で、食物アレルギーを持つ児童生徒も増加傾向にあり、給食の完食を強制するという指導は行わない現状もございます。残量を事細かに継続的にチェックするということは、暗に完食を必要以上に意識させることにもつながるというようなことも考慮し、残量調査は行っていないということが現状でございます。

以上でございます。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 私からは、給食費の財政について回答させていただきます。

給食の無償化に関しましては、平成30年度は6,500万円の財源が投入されております。今後5年間の財政投入額は、子供の数にもよりますが、3億円程度かと考えております。

〔「4番は、（4）」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 町長、4番は。

町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 給食の質の点であります。学校給食の栄養基準量は、国民栄養所要量から算出した必要量をもとに定められており、エネルギー、たんぱく質、脂質は1日の約3分の1、カルシウムやビタミンなどは2分の1を充足できるよう設定されております。

栄養士が献立をつくる際は、基準によって栄養価を計算しますので、エネルギーや栄養価が足りなくなることはございません。

調理についても、10人以上のベテラン調理員が長年の経験をもとに、味つけ、調理をしておりますので、おいしい給食が提供されております。

給食の質の低下は、子供たちの発達の妨げになりますので、絶対あってはならないことと考えますので、引き続き給食センター費の賄い材料費に計上する1食当たりの単価を落とすことがないよう努めてまいります。

○議長（小唄 孝君） 10番阿久津則男君。

〔10番阿久津則男君登壇〕

○10番（阿久津則男君） ありがとうございます。

小学生1食当たり牛乳を入れた金額と聞いていますが、260円、小学生。中学生が1食290円と。県の平均が小学生240円で、中学生270円ですから、県よりもお金をかけているということだと思います。

また、執行部から近隣の状況もちよっと聞いたんですが、茨城町では小学生が4,000円、

中学生が4,300円と。また、那珂市などでは小学生が4,100円で、中学生が4,500円ということで、近隣の市町村から見ても、城里町は給食費にお金をかけているということで、今、教育長のお話のとおり、温かいおいしい給食を出しているということで、いいことだと思っております。

そして、地産地消で町の材料をふんだんに使っているということも、町のPRになりますから、いいことだと思っております。

また、次の食べ残しの件でございますが、全国平均では7%くらいが残飯として出るというようなデータもあるようでございます。多いところで13%、少ないところでも4%くらいはあるそうでございますが、本町はデータを記録していないということでありますので、気にするほどは食べ残しはないのかなと思っております。

また、この食べ残しですね、食べ残しの処分方法をちょっとお聞きしたいんですが、どこでどの程度の費用がかかっているのか、どこで処分して、どの程度の費用がかかっているのか、わかれば教えていただきたいと思います。

また、3番目の給食費の無償化対策でございますが、5年間で3億円程度ということで、10年間で見ると、ざっと6億円という計算になるんだと思います。小学生1,000円、中学生2,000円だったものを今年からあえて無償化にした理由が、正直言って私にはわかりません。小学生1,000円、中学生2,000円ということで、滞納もなく皆さん支払っていたということを聞いております。もう一度、町長にこの無償化にした理由をもう1回お聞きしたいと思います。

また、4番目の安易な考え方で給食の質を落とすことはないかということでありますが、ご存じのように、もう原油の値上げで、材料費がかなり値上げしております。乳製品、小麦粉、あるいは野菜、豆類がかなり値上げが続いているわけでございますが、小学生260円、中学生290円を維持するということでありますが、本当に維持できるのかどうかお伺いしたいと思います。

また、あるところでは、無償化にしたら、肉類の献立を半分に減らしてしまったというようなことも聞きます。そして、安価な材料で対応しているというようなのも聞きますので、もう絶対にあってはならないことでありますので、この辺は当然くぎを刺しておきたいと思いますが、その辺についても再度答弁をお願いしたいと思います。

以上、2回目の質問といたします。

○議長（小坪 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。それでは、答弁させていただきます。

今、国を挙げて子育て支援、教育費の負担軽減、子育て経費の負担軽減というのが一つの全国的なスローガンとなっているかと思えます。

城里町独自で始めた保育料の無料化ですが、新聞報道等によると、来年の10月から全国一律で3歳以降の保育料が無償化になるというふうに国のほうで決定したやに伺っております。

また、城里町では行っておりませんが、子育て支援日本一というふうに評価をされた常陸太田市では、子育て世帯に対して民間アパートに対しても月2万円か3万円かの家賃補助を行っておりまして、その財源が年間数千万円になっているというふうに伺っております。

申し上げたかったのは、子育て支援というのは、今や全国的な課題であり、どこの自治体も何らかの切り口で目玉政策として子育て支援を行っているということではありますが、そういった中で、城里町の特徴としてどういう切り口で子育て支援を行っていくかということで、常陸太田市のように民間アパートにだけ補助をすれば、住宅ローンを組んで家を建てている人に対して不平等になってしまうし、全員が必ず平等に受けられる子育て支援とは何かというのを考えたときに、学校給食というのは義務教育で、一部私立の小・中学校に行く子は別ですが、義務教育で行く全ての世帯が恩恵を授かるものでありますから、子育て支援の一つの城里町の柱として、その無償化を行うというのは適切であろうという判断もありましたし、あともう一つは、学校給食の運営委員会で無償化の決定をいただいて、その審議の結果をいただきましたので、その委員会の決定に従って無償化したということもございます。

こういった子育て支援の効果だと考えておりますが、城里町におきましては、ここ数年なかったような住宅の建設の増加、あるいは生まれてくる子供の下げどまりといった現象が出てきておりますので、ここはしっかりと継続して子育て支援を行っていくことで、町の子供の数の維持、ひいては、これ以上学校が閉校になったりしないように配慮をしていきたいというふうに考えております。それが子育て支援の話でございます。

給食の質についてであります。給食の質につきましては、先ほど教育長から答弁したとおり、1食当たりの単価290円、260円というのが定められておりますので、またその単価は、学校給食の運営委員会のほうでしっかりと審議していただいて、単価を決定しておりますので、町の財政事情で委員会の決定を無視して単価を切ったり、そういうことはしないようにしていきたいと、そのような行政運営をしてまいりたいと考えております。

○議長（小坪 孝君） 教育委員会事務局長小林克成君。

〔教育委員会事務局長小林克成君登壇〕

○教育委員会事務局長（小林克成君） 10番阿久津則男議員さんのご質問の中で、残飯の処分というお話がありました。これにつきましては、給食センターのほうで全て集めまして、昨年度、絞り機というものを更新したわけでございますけれども、1回絞り機に残飯等を入れまして、水を抜いてごみの量を少なくしまして、生ごみとして処理をしております。町の環境センターのほうにお願いをして処理をしているところでございます。

以上です。

〔「費用は」と呼ぶ者あり〕

○教育委員会事務局長（小林克成君） 費用はかかっておりません。

〔「かかっていない」と呼ぶ者あり〕

○教育委員会事務局長（小林克成君） はい。

○議長（小坪 孝君） 10番阿久津則男君。

〔10番阿久津則男君登壇〕

○10番（阿久津則男君） 地産地消ということでやっているわけでございますので、無償化になったら冷凍食品になってしまったというようなことが絶対にないようにしていただきたいと思います。

町長、また戻っちゃうんですが、民間の企業がアパートを建てていると、盛んにここんとかね。そうしたら、本当に町で住宅建てなくなっていくんじゃないかと思っちゃうんですよ。それ戻っちゃいましたが、3番目ですね、給食無償化にした理由というのは、町長の答弁では、子育て支援に強化するというようなことなんだと思います。それはそれでいいわけでございますが、10年間で約6億円を持ち出すようなことになります。さらには、学校給食の維持費、人件費、さらには今年も食器洗浄機工事代で3,400万円などがかかっております。後になって必ず影響が出ると思われまいますので、私は所得が700万円以上の保護者などは、やはり小学生1,000円、あるいは中学生2,000円は払ってもいいのではないかなと、私個人的にはそう思っております。そういった面、そして6億円のうち1割でも2割でも、そういった方に戻していただければ、それがいいのかなと個人的には思っておりますが、町長の考えもちょっとお伺いしたいと思います。

また、4番目の安易な考えで給食の質を落とすことはないかという件でございますが、町長も教育長も質を落とさないということでもあります。当然これは親御さんから見れば、当たり前なことでございますので、それは守っていただきたい。

ただ、質を落とさないということは、もう材料費が値上がりしているわけですから、町の持ち出す金額は当然多くなるということになると思いますね。まして、来年からは、来年の10月だと思いますが、消費税が10%になります。そういったことも考えると、町の持ち出す金額が増えるわけでございますが、そういったことを承知してやっているのかどうか再度お伺いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（小坪 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ありがとうございます。

学校給食費に関して、高所得者は一部自己負担をすべきじゃないかというご質問があったかと思います。これはさまざまな子育てに関する費用の無償化というのがどういう趣旨

なのかということともかかわるかと思います。つまり、それは所得再分配、収入の高い人から収入の低い人への所得再分配であり、経済的に弱い人を救済するための制度なのか。それともそうではなくて、出生率を上げて、所得が高い人も低い人もみんな子供をたくさんつくって人口を増やしていこうという趣旨の政策なのか。どちらかなのかということなのですが、現在の流れとしては、後者なのかなと。つまり、所得の高低によらず、子育てを応援して出生率を上げていこうと、そういう趣旨の制度が今行われているのかなというふうに考えております。

国の事例をまた持ち出してしまうのは申しわけないですが、来年の10月から国においても3歳以降の保育料が全面無償化になりますが、それは所得制限を設けないと、完全な無償化だというふうに伺っております。それはその趣旨も、やはり所得再分配、弱い人を助けるという制度ではなくて、所得が高い人も低い人も一人でも多く子供をつくってほしいという、そういう趣旨の制度だから、所得の制限を設けずに行っているということだと理解をしております。城里町の学校給食に関しても同じでございます。

また、事務的なことを申し上げますと、一部の人だけを有料化することになりますと、全ての保護者から各種の証明書類なり申請書類を出していただかないといけなくなります。つまり、一人一人所得をチェックして、この人は無償化、この人は幾らもらうというのをチェックしなければいけませんので、事務的にも毎年1,000人を超える保護者に書類提出を求めて、それを職員がチェックして、チェックの結果、有料化と決まった人に対してだけ、その給食費を請求して徴収事務を行うということになっていきますので、小さいことのように思えるかもしれませんが、事務コストというのも、長い目で見ていくと、必ずそれは職員の増員ですとか、そういったことに最終的にはつながっていきますので、一部だけから取ろうとしますと、そういった事務的な問題も発生するということで、完全無償化というのは、事務的にも非常にスムーズで間違いがない制度だということですのですぐれた面があるということでございます。

財政負担につきましては、おっしゃるとおり一定の財政負担は生じますが、その面は城里町は子育て支援がすぐれているということで、住民の方から住んでもらえる町になっていくことで、十分政策としては効果があるというふうに考えております。

○議長（小唄 孝君） 10番阿久津則男君。

〔10番阿久津則男君登壇〕

○10番（阿久津則男君） 学校給食費が無償化になったら、給食がまずくなったと言われないようにしていただきたいと。また、学校給食も教育の一環でございますので、子供たちが健康に育つよう食育を大事にしていきたいと思っております。

以上、要望いたしまして、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小唄 孝君） 以上で10番阿久津則男君の一般質問を終結いたします。

次に、通告第2号、4番藤咲芙美子君の発言を一問一答方式により許可いたします。

4番藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君） 4番、藤咲芙美子です。通告に従いまして、2点の質問をしたいと思います。

まず初めに、後期高齢者健診の自己負担の減額についてお聞きいたします。

後期高齢者制度が始まって10年になります。75歳以上の後期高齢者は、年齢によって健康診査まで差別されています。長寿を迎えたこの時期だからこそ、私たちは一人でも多くの高齢者に健康で長生きをしてほしいと願っているものです。

そこで、75歳以上の後期高齢者の健診で有料になっている希望健診、項目についてお伺いをいたします。

今年度の保健事業年間の予定表を見ますと、ガイドラインの変更により、高齢者健診項目の問診、身体計測、血圧検査、血液検査は、これまでどおり補助があり、無償で受けられていますが、希望健診項目の心電図、眼底検査、貧血検査の料金は、昨年まで1,750円でしたが、今年度から2,150円に値上がりしました。値上げ理由として、眼底検査が片方から両方の目に変更になったため、両眼底のほうが確実性があるからということで追加になったようです。そのため受診料も値上げになったということでした。町では、健診協会で決定したことだからといって、そのまま400円を上乗せしてしまいました。年金暮らしの高齢者には負担が多くなり、受診を控える人も出てくるのではないかと心配しています。

近隣の水戸市では、希望健診項目の自己負担額を抑えたまま、値上げしないで600円を維持して、市で補助を行い、高齢者の自己負担を軽減しているとのことでした。当町でも高齢者に補助する努力を行うべきではないかと思っています。無償になったら、もっと希望健診項目を受ける人が多くなるかもしれません。健康維持、疾患の悪化予防、さらに医療費削減につながるよう、町として推奨することも必要ではないかと思っております。高齢者の有料希望健診の軽減を求めたいと思います。

次に、高齢者の歯科健診を年間予定表へ表示要望についてお伺いいたします。

後期高齢者広域連合では、高齢者の口腔機能の低下や肺炎等の疾患を予防するため、平成28年度から75歳、80歳、85歳の年齢に達した方に無料の歯科健診を実施することになりました。年齢に達した方には、広域連合から手紙で個人通知をしております。5年ごとの年1回の無料受診ですが、口腔清潔を保持できるきっかけになれば喜ばしいことです。このような前進した健診内容を高齢者の方たちに行っていることをもっと住民に周知する必要があるのではないのでしょうか。受診による町の負担はありません。広域連合で負担しています。予定表に表示されることで、目につきやすく、周知にも効果が出ると思います。高齢者の歯科健診の表示を保健事業年間予定表に明記することを求めたいと思います。

次、高齢者の人間ドックの受診者に補助を求めることについてですが、人間ドックは病

気の早期発見だけでなく、健康状態をチェックすることによって、日ごろの健康維持管理や生活習慣の改善に大きな効果があるものです。当町での人間ドック補助については、74歳以下の特定健診の対象者のみ補助を出しており、平成28年度から対象人数を200人から300人に増やしています。しかし、高齢者には冷たく、人間ドックの補助では全額自己負担となっています。年金暮らしで日々の暮らしを切り詰めている高齢者に、健康に対する予防については対策をとることもしません。差別そのものではないでしょうか。

近隣市町村での補助状況を見てますと、自治体により多少変化はあっても、44市町村中36自治体で補助を出しております。8自治体がまだ行っていません。その8自治体の8つの自治体の中に城里町が入っています。

また、この助成については、75%の補助が国から出されているにもかかわらず、全額自己負担をさせていることに私は納得できません。人数制限を外してでも、75歳以上の方に人間ドックの補助制度を行っていただけるよう求めたいと思います。答弁をお願いいたします。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。それでは、質問に対して回答させていただきます。

高齢者健診につきましては、後期高齢者医療加入制度のご加入を対象に、生活習慣病の早期発見や重症化の予防、ご自身の健康管理、健やかな生活をお送りいただくことを目的として実施しております。

自己負担金を要する検査については、基本項目に追加を希望する場合の検査メニューでありまして、基本項目については、現在も無料で行っております。また、追加料金の金額については、健診協会が定めているものでございます。

今回の個人負担の増額につきましては、検査項目の変更によるものである旨、協会より連絡を受けております。具体的には、眼底検査が片目から両目になったということによる金額の増というふうに伺っております。町からの補助につきましては、今後検討させていただきます。

75歳、80歳、85歳の歯科健診につきましては、適切な歯科受診により、歯周疾患を早期に発見し、口腔機能低下や肺炎等の予防のため、後期高齢者医療広域連合が行っております。実施期間は9月1日から12月31日までで、後期連合から8月上旬から中旬にかけ、対象者に案内状や受診表、パンフレット、健康手帳、実施医療機関の一覧が送付されます。町としましては、年2回の広報紙による周知を図りたいと思います。

高齢者の人間ドックの受診補助につきましては、近隣町村の動向、今、36市町村で行われているということを伺いましたので、そういった近隣市町村の動向も踏まえまして、今後検討してまいりたいと思います。

○議長（小坪 孝君） 4 番藤咲芙美子君。

〔4 番藤咲芙美子君登壇〕

○4 番（藤咲芙美子君） ありがとうございます。

なかなか高齢者に対しての補助対策には、気持ちのいい返事はいただけていないようですが、歯科健診の案内のほうは、特にお金のかかるものではありません。ぜひ表示ですね、年間予定表への表示なども進めていただければと思っております。

確かに年2回の広報紙での周知も、これまではお知らせ版だけだったんだと思いますけれども、そういうところで少しずつ前進していただければよろしいかなと思うんですが、なるべく多くの方に目につけてもらって、多くの人に健康を維持してもらおうというような心がけを町でも行っていただきたいと私は提言しておきたいと思います。

それから、人間ドックですね、これはちょっと補助できていないんですけれども、本当にこの8自治体しかないんですよ。44自治体中36自治体です。やっています。2万円補助しています。調べてください。ぜひこの町でも高齢者に温かい助成をお願いしたいと思っております。人間ドックで全額負担なんていうのは、とてもとても大変なんじゃないかと思っておりますので、ぜひご検討いただきたいと思います。

これはどこにお金を使う、町長、どこにお金を使うかですからね。こういう高齢者の住んでいる町に、ぜひ補助を出していただければと思っておりますので、ご検討いただきたいと思います。

2 回目の答弁お願いしたいと思います。

○議長（小坪 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。それでは、引き続き回答させていただきます。

ちょっと話が少しずれてしまうかもしれませんが、高齢者に対してのことを少しPRさせていただきますと、介護保険料ですね、今回、特別養護老人ホームができる関係で少し上がってしまいましたが、過去3年間、27、28、29と3年間、城里町は茨城県で一番介護保険料が安かったのですが、それは毎年6,000万円ほど一般会計から出して、介護保険料の引き下げ措置を3年間やっておりましたので、その介護保険料引き下げのために使っていた一般財源の額というのは、大体給食費の無償化の金額と同じぐらい投入して介護保険を下げていましたので、子育て世代ばかりじゃなくて、ちゃんと介護保険は40歳以上、高齢者が納めるものですから、介護保険の引き下げも給食費と同じぐらいお金をかけて下げていたというのは一言申し上げておきたいと思います。ということで、高齢者に対してお金を使っていないわけではないです。

さて、それはさておきまして、人間ドックの受診補助ということで、44自治体のうち大部分の自治体で行っているということを今回ご指摘いただきましたので、そういった近隣

市町村の動向も踏まえて、来年度以降の政策として検討していきたいというふうに考えております。

○議長（小坪 孝君） 4 番藤咲芙美子君。

〔4 番藤咲芙美子君登壇〕

○4 番（藤咲芙美子君） ありがとうございます。

別に全てが高齢者にやっていないと申し上げているわけではありません。私は、この人間ドックの補助について、ぜひ高額な健診ですので、大体、人間ドックで4万円かかるんですよ、1回やるのにね。そこで2万円の補助があつて、そして国から75%補助があれば、大分少なく済むんじゃないかなと思います。4万円出して健康診断を受けるのと、少ない金額で受けるのとでは、雲泥の差がありますので、ぜひご検討いただきたいなと思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。

では、次の質問に移らさせていただきます。

町民センターについて伺いいたします。

町民センターにサッカー場ができ、町内の子供たちが選手と交流ができ、町の活性化につながることに期待をしたいと思っております。この町民センターの契約方法やホーリーホックのクラブハウス等の運営内容、協定書などに少々不明なところが感じられましたので、質問をいたします。

七会町民センターグラウンド維持管理委託業務が神栖市の奥野谷浜産業株式会社と契約されました。契約金は年間2,484万円です。この契約は、一般競争入札ではなく随意契約で行われています。地方自治法第167条第2項第2号と、建設工事及び委託業務の契約事務に関する規程第42条が随意契約根拠として2つの項目が提示されました。この提示された2つの契約根拠は、財務省通達による随意契約と一致できない内容になっているのでしょうか。財務省で出している随意契約、167条の2項の内容は、天変地異など災害の防止や人命救助など特に緊急を要する事業があり、認められることもあるが、国内部の事務の遅延のみを理由とした緊急随意契約は、財務省通達で禁止されていると記されております。また、財務省では、競争性のない随意契約は、特定の事業者を指定して契約する方式で、競争性がないため、落札率が高どまり、予算の無駄遣いとなりやすい。契約予定者による価格操作が容易で、予定価格制度が形骸化しやすいと記されております。

今回の随意契約は、天変地異など人命救助に緊急を要するものでもないし、事務の遅延でもありません。私は、この財務省通達に値する町の随意契約の根拠は一致しないのではないかと考えております。

そこで、お聞きいたします。どのような経緯で随意契約を行ったのでしょうか。理由をお答えください。

次、グラウンド維持管理委託業務仕様書の作業内容に、必要がある場合には町が用意すると養生シートを町が求める条件が入っています。今年の2月、七会地区にも積雪があり

ました。グラウンドも一面真っ白になったはずです。私は芝生の状態が心配でした。

平成28年11月28日付の報告書の内容に、城里町はティフトンの生育に最適とは言えません。日照は問題ありませんが、気温が低い。この春の立ち上がりも、関東以南に比べると遅く、秋も早く来ます。1月から2月の気温が低く、ピッチは凍結します。この気温の特徴を十分に検討し、維持管理計画を立ててください。冬季保温用の養生シートは不可欠ですと記されていました。早い段階で養生シートの必要性が言われていました。報告書が出されたのが平成28年11月ですから、これは町で準備できたはずです。私は、この養生シートは特殊なシートで高価ゆえ、既に準備してあり、グラウンド契約の中に入っているものと思っていました。しかし、町では準備はしていないというところですよ。

1年目でこの養生シートが張られていなかったために、今年の雪のために、一部損傷というか、崩れてしまったというようなところが、町の職員のほうからちょっとお伺いいたしました。これは1年目で、大事に育てた芝の管理になぜこのようなことが起きてしまうのか。平成28年の報告があったとき町で対応すべきでした。わかっていたはずですよ。なぜ今、必要なときはなどと、このところに記されなければならないのでしょうか。

グラウンド整備にt o t oなどの補助を受けたとしても、補正予算を出しながら2億3,000万円かかっているのです。養生シートを求めるための予算をどのように考えていたのでしょうか。どのように報告の内容を受けとめていたのでしょうか、お伺いいたします。

3点目、2月9日付の七会中学校跡地利用整備に関する協定書を補足する覚書の変更についてお聞きします。

第3条の2で全校の年間広告料は600万円に相当すると記されております。何をもって600万円としたのでしょうか、根拠をお聞きいたします。口約束で広告効果は検証されていません。練習着にホールの湯、ふれあいの里の広告を印刷し、広報すると言っていますが、試合着には広告は入らないのでしょうか、お答えください。

もう一つお聞きいたします。協定書の覚書の変更の中で、本文の変更についてです。

2条に現覚書第3条のグラウンドの使用料について、ホーリーホックは町に500万円を支払う契約でした。ところが、この覚書の変更は、現覚書では、町に毎年500万円を、町は、または町が指定する指定管理者に毎年800万円、ここに変更すると記されております。この覚書の変更は複雑な問題が含まれています。ホーリーホックは、町に500万円を800万円にして支払うことは間違いありません。町は決まっていない指定管理者に800万円支払うのですか。グラウンド使用料800万円をホーリーホックが指定管理者に払うと読めます。指定管理業者が既に決まっているような変更内容に不自然さを感じます。この4つの意味が読み取れるような内容です。なぜこんなにわかりにくく念入りに変更しているのでしょうか。具体的にお答えください。

4つ目の質問です。協定書の見直しについてですが、平成28年7月21日付の現協定4条について、ホーリーホックは施設の維持管理費用及び使用料を町に支払うものとする。た

だし、施設の維持管理にかかる費用及び使用料については、町とホーリーホックは別途協議をして定めるものとする」と記されております。協議はされたのでしょうか。クラブハウスの維持管理費用は、町に入る金額は無料とお聞きいたしましたが、いつ決めたのですか。協議内容、支払いの状況をお伺いいたします。

答弁をお願いいたします。

○議長（小坪 孝君） さらに傍聴人1名を許可いたします。

町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。それでは、回答させていただきます。

まず、1つ目、グラウンド整備事業者との契約方法についてということですが、城里町建設工事及び委託業務の契約事務に関する規程中第46条に、工事等の目的及び性質により必要があると認めるときは、有資格業者に無資格業者を加え、または無資格業者による見積もり合わせにより随意契約することができるとございます。町民センターのグラウンドは、プロサッカーチームも利用する天然芝グラウンドということもあり、専門的な知識や技術が必要であることから、先ほどの規程中46条に該当すると思われま

す。また、町民センターのグラウンド管理委託業者につきましては、町内には専門的な知識や技術を有する業者がおりませんでしたので、茨城県内でその技術を有する事業者3者から見積もりをいただき、最も安価な、最も安い金額を提示した事業者の見積もり額を参考にし、予算を計上し、最終的に最も低価格を示した会社と随意契約をしたわけでござい

ます。養生シートの件でござい

ますが、現時点で養生シートの予算は計上されてお

りませんので、現時点では養生シートの購入計画はござい

っても契約金額は増えないように最初からしておいたということです。でも、養生シートを買うことは決まっていないますからね。その話は区別していただきたいと思います。

養生シートなんですけれども、現在設置していなくても、今年の冬、歴史的な大雪が降りましたが、養生シートを設置していなくても、今問題なく使えていますね、実際。確かに一番校舎から離れた端のほうが少し傷んだんですけれども、その程度で済みましたので、絶対養生シートなきゃだめかという、あったほうが確かにいけれどもという位置づけなのかなというふうに思います。

確かにあればあったほうが、端のほうの傷まなくて済んだので、よかったかもしれません。ただ、それぐらいの話であれば、健康なところから移植を行って、修復したりすることもできるかもしれません。

養生シートについては以上でございます。

次に、練習着の広告600万円ということですが、交渉の結果、600万円相当の広告を出してくれるということで話がまとまったわけですが、仮に練習着では地味なので、例えばスタジアムのほうの広告にしたいとか、そういうことであれば、同じ金額相当ということで、スタジアムにおける広告に来年から切りかえたりすることもできるかとは思っています。

また、ホーリーホックから800万円いただきまして、さらに宣伝で600万円分の宣伝をしていただけるということで、総額1,400万円分の負担をしていただいておりますので、2,480万円の委託管理費に対して1,400万円分の便益を受け取っているわけですから、町の実質的な持ち出しとしては1,000万円程度ということになっているのかなというふうに計算できると思います。

次に、協定の見直しで800万円、町または町の指定管理者にということで、町でもらっているのかということですが、町で800万円払っていただくことに、そういった内容になっております。請求書もお送りしております。グラウンドの使用料、年間800万円の料金の一部について、既にホーリーホックに請求を行っております。

町、または町の指定管理者にとありますが、それは委託業者と指定管理者は違いますので、今、町が直接管理しておりますが、七会町民センターの管理を指定管理者、今で言うが開発公社に例えばホールの湯を指定管理に出しておりますが、そういった指定管理制度を導入する場合に対応できるように、そういった記述になっておりますが、指定管理者を導入する場合は、議会の承認が別途必要になりますので、その点は勝手に町以外のところに料金を払わせるということではございませんので、その点は安心していただきたいというふうに思います。

以上で答弁を終了させていただきます。

○議長（小唄 孝君） さらに傍聴人1名を許可いたしました。

4番 藤咲英美子君。

〔4番 藤咲英美子君登壇〕

○４番（藤咲芙美子君） 簡便に答弁をいただきました。

随意契約についてなんですが、これは町長の町としての随意契約のやり方としては、そういういろいろなことがあると思うんですけれども、164条でしたか、天変地異、災害防止とか人命救助を認めるとかというようなことでの契約根拠に入っていたと思うんですけれども、これは本当に国内の事務の遅延でさえも禁止をされている。また、競争性のない契約であれば、落札率が高止まりをして、予算の無駄遣いになる。契約予定者は価格操作が容易であるというようなことを言われています。

競争入札に適しないというところは、よくわからないんですが、ここのところを町長、詳しく説明していただけますか。なぜ競争入札しなかったのか。

これ３者、今答弁いただいたのは、３者でやったということをお聞きしました。この３者というのは、どことどことどこが競争入札をしたのか。このところをちょっとお答えいただきたいと思います。

あと緊急性のないものについては競争入札せよと、財務省で通達しております。このことについてもお答えいただきたいと思います。

それから、２番目ですね、グラウンド維持管理費、養生シートについてなんですが、毎日シートをはがしたり覆ったりするというのではなく、寒いとき、ちょっとお待ちくださいませ。このホーリーホックの報告書なんですが、この報告書の中にあります。維持管理、城里町はティフトンの生育に最適とは言えません。ということで、私、１番目に質問いたしました。１月、２月の気温が低く、ピッチは凍結します。この気温の特徴を十分検討し、維持管理計画を立ててください。冬季の保温用の養生シートは不可欠ですと書いてあります。これはどのように受けとめますか。今必要ないから、大丈夫だったから、一部しか破損していないからといって養生シートを求めない、そのつもりでいるのであれば、どういふことなのか、私聞きたいと思います。

２億3,000万円かかっているんですよ、このグラウンドに、グラウンド整備に。それを町民の税金を無駄遣いするようなやり方でやってほしくないですね。養生シートは何だったのと、ここで言っていた、報告の中で言っていた養生シートとは、どういう認識をして町長はいるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

一部しか破損がなかったから、損傷がなかったから大丈夫だというようなことをお聞きいたしました。その程度なんですか、２億3,000万円かけたグラウンド、お聞きいたします。とんでもないことだと思うんですが、これをお答えください。

それから、協定書の覚書です。この600万円の実質持ち出しは、いろいろお話ししましたが、この練習着に入れるということだったんですが、試合着には入るんでしょうか。これをちょっとお聞きしたいと思います。試合着には入らないんでしょうか。このことをちょっとお聞きしたいと思います。

それから、もう一つ追加として、先ほどの500万円、ホーリーホックからもらうと聞き

ました。町に毎年500万円から800万円にするということであれば、決まっただけなんですよね。であれば、簡潔明瞭に年間500万円を、ホーリーホックから年間500万円、毎年500万円を町、または町が指定する指定管理業者に毎年800万円に変更するなどと言わずに、毎年500万円を800万円にするというようにわかりやすい簡潔的な言い方にしてみてください。そうしなければ、このホーリーホックは、この500万円をゼロにして、町は指定管理業者に800万円支払うのかというような、そういう見方もできます。私は、非常にここら辺、4つの分類をちょっとしてみたんですけども、こういう複雑なやり方を、なぜわざわざ複雑にしてやっているのか、ちょっとよくわかりません。

それから、町が指定管理者に預けるのは、開発公社にもというようなことを言われました。開発公社は今やっているんですかね。開発公社は指定管理じゃないんですか。違うんですね。違うんですね。確かに町長が指定管理者の指定をするためには、議会の議決を経なければならない、議会の承認が必要だとおっしゃいました。そのことについて、指定管理者決まっていなくてであれば、何でこんな覚書の変更で手の込んだことをやっているのでしょうか。結局、覚書の一部を変更した覚書が指定する指定管理業者に毎年800万円に変更すると言っているんですよね。これがどういうことなのか詳しくお聞きしたいと思います。

さらに、山びこの郷は設管条例で廃止されましたよね。使用手数料、会議など、削除されました。これは削除されてから公募して、議会に付して、そして改めて決めるべきだと思うんですけども、既にバーベキュー、貸し出ししていますよね。これはどこが管理しているんですか。これは指定管理業者ではないんですか。そのところを非常に複雑にわかりにくくやっているの、手の込んだ覚書を変更、変更して、わかりにくくして、指定管理者に、いつの間にか町民センターに預けますよみたいな、そういう条例になっているような気がします。これをちょっと少し分離して、一つ一つ丁寧にこれから話し合うべき必要などもあるのかなと思っていますが、このところ、まず私の質問にお答えいただきたいと思います。

山びこの郷のかわりに町民センターで行っているということなんですけれども、このバーベキューはどこがやっているのか、これは公募したのかをお聞きいたします。

それから、4番目の現協定の4条、これについてはホーリーホックが別途協議して定めると言うようなことで言っているの、施設の維持管理にかかる費用負担、使用料金については、ホーリーホック、町、別途協議して定めるとしていますけれども、この別途協議されたのは、どのような協議だったのか。クラブハウスの維持管理費用は無料と聞いています。いつ決めたのか、支払い状況などをお聞きしたいと思っています。

これは一つお話をしていきたいと思うんですが、平成28年3月11日、ホーリーホックから町長に要望を出してあります。利用料金はクラブハウス専用部分の維持管理、水道光熱費は負担する。具体的にこれを答えてください。

グラウンド使用、月曜日から金曜日までホーリーホックが使うと思うんですけども、町民、1時間1面1,500円と、同じ使用料金でということなんですが、それからクラブハウス家賃、無料をお願いしますと、ホーリーホックからの要望が出されています。それから、町民共有部分、管理は町でお願いいたしますというようなこと、要望を出されていますけれども、ホーリーホックから、これは全てそのまま町はホーリーホックから受け入れたのでしょうか、お聞きいたします。お答えください。

○議長（小坪 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 質問が多岐にわたっておりますが、一つ一つ回答していきたいと思えます。

まず、グラウンドの整備事業者の契約方法でございますが、藤咲議員の引用している条文とは少し違いますが、地方自治法に基づきまして、42条、読み上げますと、法施行令167条第1項第2号に規定する性質及び目的が競争に適さないものにするとき、次に掲げるものをいうということで、随意契約にできるものの分類を挙げられております。それによりますと、次に掲げる工事等で特殊な技術、機器、設備、資格等を必要とし、かつ請負業者が特定されるものということでございます。それから、次に掲げる工事等で、施工上の経験、もしくは知識、または現場の状況に精通している請負業者に請負をさせる必要があるもの、こういったものについては随意契約ができるということになっておりまして、この法令上の条項に基づきまして、先ほど申し上げましたように、天然芝のグラウンドを維持する専門的な知識や技術、経験を有する技術者がいる県内事業者ということで見積もりを取得しまして、その中で最安の事業者と契約したわけでございます。

それから、養生シートの件がまたご質問いただきましたが、議会のほうでぜひ養生シートを買うべきだというお話で、養生シートを買う予算を認めていただけるのであれば、秋口に養生シートの予算を計上して購入することも確かに可能であると思えます。

なぜ今、養生シートを買っていないかということですけども、実際、芝生は去年の夏に植えられて、一冬既に越しております。実際に冬を越して現在使っておりますが、問題なく使っておりますので、もちろんあったほうがさらにいい管理ができるかと思うんですが、実際今使えているので、またさらに養生シートを買う必要があるかどうかということとはご議論いただければなというふうに思います。

ただ、覚書を交わしておりますので、養生シートを買ったとしても、委託管理費は増額しませんよという約束を既にしてあるので、その点は維持管理費の増額につながらないということでご理解をいただければありがたい。つまり養生シートを買う、物財費だけで養生シートができるというふうな意味でございます。

それから、協定書でホーリーホックからの負担であります。維持管理費の一部負担を実際にいただいております。負担のルールとしては、例えばホーリーホックさんが専ら使

うシャワールーム、それから脱衣場等がある旧金工室、木工室のところには、メーターを別に設けていまして、そのメーターで計算して、そこで使った分は全部請求を、水道代、ガス代等全て請求をいたします。それから、共用になっている校舎の部分ですが、面積案分計算をしまして、全体の利用状況から面積案分して、電気代等の請求をいたします。ということで、こういった維持管理費の負担の考え方は、コミュニティセンター城里に、例えば農業共済や常北土地改良区など入っておりますが、ほかの行政機関と外部団体が同居しているような事例と同じような考え方で維持管理費の負担金を請求しております。

それから、アツマーレのバーベキューであります。開発公社が管理をしております。このことにつきましては、この七会中学校の跡地利用プロジェクトの開始時、2年以上前のときから、山びこの郷でやっていたバーベキューのサービスは七会中に移しますよということを2年以上前から申し上げまして、この各種事業を進めてきたところであります。開発公社としましては、指定管理物件の一部変更をしまして、指定管理計画を議会の代表も入っていただきました理事会、評議員会でご承認を得て、またアツマーレバーベキュー場を含む指定管理料金について4月の議会でご承認をいただいて、そして管理をしているわけでございます。

○議長（小坪 孝君） 町長、3者聞いているみたいだけれども、入札見積りの3者。

○町長（上遠野 修君） 見積りの会社名につきましては、事前に通告をいただいておりますので、この場でちょっと社名を用意しておりませんので、後ほど担当課にお問い合わせいただきたいと思います。

○議長（小坪 孝君） 4番藤咲英美子君。

〔4番藤咲英美子君登壇〕

○4番（藤咲英美子君） わかりました。

グラウンドの、その随意契約について、随意契約について、ちょっと私の見ているものとは違うと言われましたが、私は、随意契約は財務省から得た情報でやっております。緊急性のないものについては、きちんと2者以上あげてやってほしいと、2者以上手を挙げて競争入札にしてほしいと。どのような条件でも、やはり競争というか、入札は2者以上の入札をやってほしいというようなことは言われています。このことについて、なぜできなかったか。先ほど3者と言ったんですね。その3者、どこなのか、ちょっと教えていただけますか。

それと、この予定価格は幾らなのかということと、予定価格はこの金額全部で2,484万円ですか。これ100%の入札率なのかどうなのか、そこら辺のところをちょっとお聞きしたいと思います。随意契約なので、100%ですと言われればそれまでなんですが、これをちょっとお答えください。

十分な時間は、随意契約といっても、時間は十分にあったと思いますので、なぜ競争入札にしなかったのかというのをちょっとお聞きしたかったんですが、3者と契約をしたと

いうことなので、その３者がどこなのかをちょっとお聞きしたいと思います。

あとグラウンド維持、養生シートの件ですけれども、やはり私は、今、本来、養生シートというのは、報告書の中でも言われたように、必要なもののなのに、なぜ最初から必要なものとして出さなかったのか。後になってから町民の税金を使って、養生シートを買うようなことがなければいいなと心配をしていたところだったんですけれども、何で最初に芝管理、グラウンド管理の中で養生シートが入っていなかったのかどうか。そういうのをやはり管理をする意味では、必要なものはきちんと出す必要があるのではないかなと思うんです。後から出せばいいというような問題ではないと思いますので、なぜ、後から予算を見てもらえれば可能だというようなことを言っていますけれども、金輪際、もう私としては、養生シートを買うお金は、町民の税金は出したくないと思っておりますので、そこら辺のところをどのように考えているのかお聞きしたいと思っています。

あと３番目、協定書ですね。この件については、ちょっとバーベキュー指定管理で山びこの郷は、もう前から申し上げていたということなんですが、これってそういう簡単な町長の一任で議会に付さなくて勝手に決めちゃっていいんですか。指定管理業者を決めるときには言っているじゃないですか。議会の議決に付すというようなことを言っている。これは公募にかけて当然ですよ。公募にかけないで、町長の一任で指定管理業者を決めてしまうということはどういうことなのかなということでは思っております。

そもそもこの指定管理の指定をするときには、候補者選定して議会の議決を経るというようなことを経過を通してやらなければならない指定管理の条例があるんです。それを無視して、平成29年12月20日の町民センターの設管条例では、町民センターの管理運営は、町長が指定するものに行わせるとしてしまったところに、町長好き勝手に進めていることの条例違反のあるのではないかというおかしさなど、ちょっと申し上げておきたいと思います。

町民センターの設管条例なんですけれども、この支所機能ですね、事務分掌の規則が記されておりますけれども、この規則中に町長とあるのは、指定管理者と読みかえるものとするとしているところにも、町長は議会に諮らずに指定管理者を決めることができるような規則になってしまっているところにおかしさもあり、これも条例違反になっているのではないかなということを指摘したいと思います。

こういうことをやったのでは、公平公正な町政は行えないのではないかなと指摘しておきたいと思います。求めることは、町政には条例に沿った運営をきちんとやっていただきたいと思っております。私だけでなく、町民も、なかなかこういうことに対しては納得がいけないということもありますので、本当にちょっと今、一つ一つ言えばよかったんですけれども、４つの件、全部一まとめにして質問してしまったので、ちょっと町長も答弁に苦しんだのではないかと思いますけれども、とにかく最終的に設管条例、きちんともう一度見直して、書き直してやるべきではないかなと私は思っております。

現協定の覚書も、もう一度きちんと見直して、クラブハウスがゼロになったのかとか、そういうものがきちんと書かれているのかどうか、いつどこでどんなふうにして話し合われていたのか、そこら辺のところもお聞きをして終わりたいと思います。町長答弁、お願いいたします。

○議長（小坪 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。それでは、回答させていただきます。

まず、繰り返しになりますが、グラウンド整備事業者ですけれども、会社名については、すみません、そういった質問があるというふうに事前に通告いただいていたので、社名等に関する資料を用意しておりませんでしたので、それについては担当課に後ほどお問い合わせいただければというふうに思います。

それから、養生シートの件ですが、養生シートを買うべきかどうかというのは悩みまして、芝生の専門家、確かに報告書にも書いてあるので、芝生の専門家にも相談をしました。例えば1月とか2月、霜が降ったとか雪が降ったときに使いたいのであれば、養生シート必要かもしれないと。ただ、霜が降った後、10時とか11時まで待って、霜が解けた後使ったんだったら、養生シートを張らなくても使えますよと、冬でも。ということでしたし、雪が降った翌日も、すぐに養生シートと雪を外して使いたいのであれば、養生シートはあったほうがいいけれども、雪が解けるまで待てるのであれば、養生シートなくても使えなくはないということで、そこですよね。そこまで使いたい時間に完璧に自由に使えるようにまでしてあげる必要があるかどうかというところで、養生シート何百万円もしますし、いざ買えば、さっき言ったように、実際、冬毎日霜が降りますので、朝から使えるようにするためには、毎日、養生シートの取り外し作業が出てくると思うので、そういったちょっと我慢して済むことと、養生シートを購入することのバランスを考える中で、とりあえずなしでやってみようかということでスタートしまして、ただ、そういったことでスタートしてみたわけですが、議会のほうでぜひ必要な養生シートだから買うべきだと。それによる委託費の増額もないんだから、養生シートを買ってあげてもいいんじゃないというご議論が盛り上がるようでしたら、養生シートを買うのも確かに一案かなというふうには考えております。現在のところは養生シートを買うということは決定していないという状況ですので、今後、活発なご議論をいただければというふうに考えております。

それから、指定管理のことですが、何も私が勝手に一人で決めたわけではございませんで、何度も言いますように、七会中学校跡地利用計画の当初のときから、山びこの郷のバーベキューの機能は、七会中の跡地において引き継ぎますよという大前提の話もさせていただいて、開発公社の指定管理料も、昨年度と今年度同じになっておりまして、その根拠としては、七会地区におけるバーベキューサービスを継続するというので、開

発公社の野外活動センターに関する指定管理料は、同じ金額がこれまでと計上されておりまして、その経営計画も、議会代表も入っていただいております開発公社の理事会、評議員会でそういった経営計画もご承認いただいて、そして今回、開発公社でバーベキューのサービスを維持しているわけでありますから、決して私の意向で何でも相談しないでやっているわけではないということも申し上げておきたいというふうに思います。

○議長（小坪 孝君） 執行部にお願いいたします。

4番藤咲芙美子君が質問しております随意契約の3者の業者名をきちんと出してくださいと言っておりますので、それはもう入札が終わっておりますので、きちんと説明していただきたいと思います。

○議長（小坪 孝君） 4番藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君） 質問ではありません。ちょっとお話をしたいと思うんです。

指定管理業者で評議員会で決めたということだったんですが、やはりこの指定管理業者というものを決めるときには、ある程度議会に付していただければ、やはり困るのではないかと考えております。それは町長が指定管理業者となあなあでやってしまっていたという、それから評議員会でやってしまっていた、変えてしまった、それは評議員会も町長から言われれば、評議員会でも、はい、そうですねと言うしかないんじゃないかと思うんですよ。そういうところをきちんとやはり条例に沿ったやり方で進めていただければいいのかなと考えております。

ぜひこの件、指定管理業者に決めるときには、ただ、もうそういうふうに決まったよと言っているのにもかかわらず、改めて指定管理業者を決めるときには議会に付しますと言っている。その矛盾がちょっとやはり私には納得できないところがあります。答弁は結構でございます。私の提言と、それからこれから指定管理業者を決めたり、こういうものはこれからどんどんあると思いますので、きちんと条例どおりにやっていただければいいのかなと申し上げまして、質問を終わりといたします。ありがとうございました。

○議長（小坪 孝君） 以上で4番藤咲芙美子君の一般質問を終結いたします。

ここで午後1時まで休憩いたします。

午後1時、1番桜井和子君の一般質問から入ります。

暫時休憩します。

午前 11時46分休憩

午後 1時00分開議

○議長（小坪 孝君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告第3号、1番桜井和子君の発言を一問一答方式により許可いたします。

1番桜井和子君。

〔1 番桜井和子君登壇〕

○1 番（桜井和子君） 1 番桜井和子です。通告に従って質問させていただきます。

最初に、認知症対策についてお伺いいたします。

前回の一般質問で、認知症の方の在宅生活を孤立させないという観点から、認知症を正しく理解して、地域で支える認知症サポーターの養成についての現状をお伺いいたしました。町長の答弁として、平成21年度から取り組んでおり、平成30年までに62回開催し、1,472名のサポーターを養成しているとの回答がありました。1,472名というと、町民の1割弱の方々が認知症サポーターということになりますが、シルバーリハビリのサロン参加者の方やボランティアの方、一部の民生委員の方など、私の周りの方たちに認知症サポーターになっていますかと聞いてみても、また認知症サポーターって知っていますかと聞いていても、大半の方が知らないと答えていました。調べてみたところ、認知症サポーター講座の受講修了のあかしとしてオレンジリングを渡しているとのことでした。

そこで、オレンジリングについて聞いてみると、それならもらっているとか、認知症サポーターの養成講座とは知らなかったとの声もありました。せっかく講座を開いても、受講者に認知症サポーターの自覚がない人がいるということは、運営する側と受講する側の捉え方に違いがあるのではないかと思います。

広報紙などで講座開催を掲載して、広く町民の皆様に募集を募り、自覚を持って募集していただくとか、講義のときにテキストを使ったりして行えば、このようなことにならないのではないかと思います。今までの講座の内容と実態を教えていただきたくお伺いいたします。

2つ目は、町民の皆さんが自分だけでなく、家族の方々の認知症の早期発見につながるができるよう自分で気軽にできるチェックリストを広報紙などに掲載して、意識の向上を図るべきと考えますが、執行部のお考えをお伺いいたします。

○議長（小坪 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。1 番桜井和子議員のご質問に回答させていただきます。

本町では、平成21年より認知症サポーター養成講座を各地区で開催してまいりました。1 講座 1 時間から 1 時間30分の内容になります。この講座の本部である全国キャラバン・メイト連絡協議会では、養成テキストの中で、認知症サポーターとは何か特別にやる人ではありません。認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人や家族に対して温かい目で見守ることがスタートです。認知症を理解した人、認知症への応援者ですということで認知症サポーターの位置づけを説明しておるところでございます。このようなことから、城里町では認知症を理解し、認知症の方に偏見をなくし、接し方を学ぶことに重きを置いてまいりました。このようにサポーターに対して何かをお願いすることをしてい

ないため、サポーター本人が余り認知症サポーターとしての認識を重く受けとめていないのかもしれません。

受講者にはサポーターのあかしとしてオレンジリングが配付されておりますが、オレンジリングをお持ちの方々が自分をサポーターとして再認識できるよう、認知症サポーターという名称の普及をしっかりと説明し、普及を図ってまいりたいと考えております。

また、幅広い世代にサポーターとしてご活躍いただくため、養成講座の開催募集案内を広報紙等で掲載し、さらに宣伝をしてまいりたいというふうに考えております。

以上が認知症サポーター養成講座の実態でございます。

次に、早期発見につながる対策でございますが、毎年9月は茨城県の認知症を知る月間となっております。城里町ではこれに合わせ、28年度及び29年度の広報しろさと9月号に認知症チェックリストを掲載いたしました。平成30年度におきましても、広報紙等で認知症のチェックリストを掲載し、早期発見につなげていただきたいというふうに考えております。ホームページに掲載している城里町認知症安心ガイドブックの中にも、同じチェックリストを載せております。

なお、認知症安心ガイドブックは、支所及び各保健センターに閲覧用として備えつけております。また、ご希望の方にはお送りいたしますので、長寿応援課にお問い合わせいただきたいと思います。

○議長（小唄 孝君） 1 番桜井和子君。

〔1 番桜井和子君登壇〕

○1 番（桜井和子君） ありがとうございます。

1 番目については、広報紙に掲載してくださるということで、ありがとうございます。

オレンジリングだけではなく、修了後に修了証を発行することによって、受講生に認知症サポーターとしての自覚を持ってもらうようにすべきと思いますが、いかがでしょうか。1 番目のこの内容についてです。

2 番目のチェックリストの件ですけれども、広報紙に既に掲載されているということで、広報紙だけではなく、公民館や各支所、また J A など、町民の皆様が集まる公的機関にチェックリストを置かせていただいたり、目にとまる場所に拡大したものを張らせていただくなど、工夫をしていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

さらに傍聴人 1 名を許可いたします。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

認知症サポーターの方々にしっかりとした認識をいただくため、修了証の発行についても、今後、実現に向けて検討してまいりたいというふうに考えております。

また、2 番目のチェックリストなどを目立つところに掲載したり、掲示したりすること

ですが、こういったことも確かに必要なことだと思いますので、ポスターを作成したり、あるいは目立つところにチラシを置いたりといったことを今後行うようにしてまいりたいと考えております。

○議長（小坪 孝君） 1 番桜井和子君。

〔1 番桜井和子君登壇〕

○1 番（桜井和子君） ありがとうございます。2 つの点を早速実行していただくということでありがとうございます。

誰も年を重ねます。子供たちが遠くに住んでいて、なかなか来てもらえなかったり、これからひとり暮らしの方が増えることを考えると、介護予防も含め、地域で支える認知症サポーターの養成は本当に大事なことだと思いますので、しっかり取り組んでくださるようお願いいたします。

次に、ふるさと納税についてお伺いいたします。

4 月24日の茨城新聞第1面に、「ふるさと納税明暗 人気返礼品で増、『3割』に抑え減」との見出しで大きく報道されました。残念ながら城里町は、前年同期に比べて14.2%にとどまりました。総務省の通知に基づいて返礼割合を3割以下に抑えたのが激減の原因と見て、てこ入れを図るため返礼品の見直しを検討すると担当者は語ると報道されておりました。適正化と競争激化のはざまで、自治体は頭を悩ませているとありましたが、返礼品にこだわることなく、ユニークな試みが登場しております。

五霞町は、地元工場製豆乳で昨年の10倍と、話題性があればマスコミが取り上げてくれ、大きく伸ばすことも可能と思います。個人的な意見ですが、今までに多くの先輩議員さんが取り上げてきた小・中学校の教室のエアコンの設置に、今年は設計費が計上されましたが、このエアコン設置にふるさと納税を活用することはできないでしょうか。例えば納税額の2割から3割を返礼品に充て、諸費用を除いた全額を全ての学校教室にエアコン設置が完了するまで費用に充当すると、使い道を明確にして町のホームページや広報紙などでPRしていただき、一日でも早く未来を担う子供たちが快適な環境の中で授業を受けられるよう要望いたします。町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（小坪 孝君） さらに傍聴人1名を許可いたしました。

町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ふるさと納税についてご質問をいただきました。

ふるさと納税につきましては、現在6つの事業から寄附をいただく方にあらかじめ使い道を指定していただいた上で寄附を受け入れ、基金として積み立て、各事業に使わせていただいております。事業の種類は、生活基盤の充実及び生活環境の向上に関する事業、青少年の育成、教育及び文化の推進に関する事業、特産品の育成、地域産業の振興に関する事業、保健、医療、介護及び福祉の向上に関する事業、自然環境及び景観の維持及び再生

に関する事業、その他目的達成のために町長が必要と認める事業の6つの分類がありまして、この6つのどの分野に寄附したいかというのをインターネット等で選んでもらって寄附するという仕組みに現在なっております。

ただ、この6つの分類が曖昧、例えば青少年の育成、教育及び文化の推進に関する事業というのが、恐らく学校のエアコンも、この分類の中に含まれるのかと思いますが、確かに6つの分類が抽象的な表現になっているので、実際何に使われるのかははっきりとわからないという面もあるかと思います。より明確な使い道を示して寄附を募るということも、寄附の動機を高める一つの方法であるかと思いますので、その年度に重点的に寄附を募りたい、目的を寄附金の使い道として今後は追加し、寄附金の活用に取り組んでまいりたいと思います。

○議長（小坪 孝君） 1 番桜井和子君。

〔1 番桜井和子君登壇〕

○1 番（桜井和子君） ありがとうございました。

使い道を明確にしたことにより、納税者が増え、一日でも早く快適な環境の中で子供たちが授業を受けられることを願い、簡単ですが、質問を終わりにいたします。

○議長（小坪 孝君） 以上で1 番桜井和子君の一般質問を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩中に議会運営委員会を開催いたしますので、委員の方は委員会室にお集まりください。

なお、議員各位は議員控室でお待ちください。

午後 1 時 1 4 分休憩

午後 1 時 2 2 分開議

○議長（小坪 孝君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、通告第4号、7 番三村孝信君の発言を一問一答方式により許可いたします。

7 番三村孝信君。

〔7 番三村孝信君登壇〕

○7 番（三村孝信君） それでは、通告による一般質問を始めます。

1 番、病院の誘致についてであります。

町民の要望の高い病院誘致について、町長が就任以来、これまでどのように取り組んできたかについてお尋ねいたします。

また、今後、病院誘致に対して取り組んでいくということであれば、それに向けたロードマップ等をお示しいただければと思います。ご答弁をお願いします。

○議長（小坪 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。7番三村孝信議員のご質問に回答をさせていただきます。

病院はまちづくりであるというふうに考えております。病院の効果は、医療状態の改善だけにとどまるものではないというふうに考えております。

10年にわたる議論の末、桜川市におきましてはさくらがわ医療センターの開設が決まり、病院の周辺では、新たな商業施設の建設や宅地分譲、今年度に着工するものだけで90区画、計画中が200区画近くあり、病院をきっかけに桜川市に新しいまちができればと考えております。

また、水戸医療センターがある茨城町においても、医療センターを中心にして活発に新しいまちが出現しようとしております。

病院というのは、単に医療状態を改善するだけではなくて、学校やお寺と同じく、まちの一つの核となるべき施設でございます。そういった病院につきまして、城里町としても城北病院という核となる病院がなくなった後で、新たな病院が誘致できないかということでさまざまな情報収集や研究などもしてまいりました。

茨城県の地域医療構想において城里町が属する水戸医療圏は、入院ベッド数が過剰とされており、新規の病院の設置は原則として許可されないという状態でありました。城里町が新たな病院を設置する場合には、水戸医療圏に属するほかの病院が城里町内に移ってくる。例えば水戸市から城里町に移ってくる。小美玉市から城里町に移ってくる。茨城町から城里町に移ってくるような水戸医療圏内での病院の移転が必要だということでございました。

非公式に幾つかの病院に意向を探りましたが、城里町に移転を考える病院は、残念ながら見当たりませんでした。ただし、これらの意向の打診ですが、明確な予算の根拠がないため、あくまで条件を示しての病院誘致活動はできませんでしたので、あくまで人脈を頼ってそういう意向があるかどうかというのを聞くにとどまるといったことしかできなかったのが現状であります。

ちなみに、病院というのは、入院ベッド数20床以上の医療施設を指します。それに対して、診療所とは19ベッドまでの医療施設を指します。ですので、病院誘致といったときには、20ベッド以上のある程度大きな病院のことを指しているわけでありまして、私としても、そういった病院がないかどうか情報収集をしてきたところです。

こういった状況ではありましたが、今回、三村議員から質問もいただきましたので、茨城県の医療政策課に再度訪問し、さまざまな意見交換、情報収集をしてまいりました。それによりますと、平成30年度より新しい制度が創設されたとのことでございました。

地域包括ケアシステムを推進する上で、有床診療所の役割が一層期待されるため、平成30年4月1日から病床設置が届け出により可能になる診療所の範囲等を見直すとともに、届け出による病床設置の際の医療計画への記載が不要とされました。そのための条件は、

以下のようなものであります。

茨城県の医療審議会の意見を聞いて、次のような機能を有することということであります。1つ目の機能としては、在宅療養支援診療所の機能、訪問診療の実施ですね。2番目が、急変時の入院患者の受け入れの機能、年間6件以上。3番目としては、患者からの電話等による問い合わせに対し常時対応できる機能。4番目としては、他の急性期医療を担う病院からの一般病棟への受け入れを行う機能、入院患者の1割以上。5番目としましては、当該診療所内においてみとりを行う機能。6番目として、全身麻酔、脊髄麻酔、伝達麻酔等を実施する機能。7番目としまして、病院から早期退院患者の在宅介護への受け渡し機能。このような機能を有する有床診療所であれば、審議会の意見を聞くことを条件に、届け出により新たに設置することが平成30年4月1日からできるようになったということであります。

この制度を生かせば、19までのベッド数であれば新規設置ができると。また、1つの建物に複数の診療所を併設するクリニックモールも制度上可能であるということで、例えば内科と整形外科、それから何になるかわかりませんが、例えば小児科とか、科を3つ分けて、それぞれ別々の医療法人が一つの建物に入居して19ずつ持つと、57ベッドの医療施設になるわけですが、そういったことも制度的には可能であるということでありました。

町としましては、こういった新たな規制緩和が、4月から新しい制度ができたということですから、こういった制度を生かして、町の中核的な医療機関の誘致を実現したいというふうに考えております。町は経営主体にならないことを基本としまして、あくまで民間の医療機関の誘致、町立病院ではなくて、民間の病院の誘致という形で行いたいと考えております。

実現に向けた工程表であります。平成30年、今年ですね、今年度中に、仮称ですが、中核医療施設検討委員会、町執行部だけではなくて、議会の代表や住民の代表者なども交えまして、そういった検討委員会を開くべきだと思います。そういったところに私のほうから諮問をいたしまして、どういう診療科目であるべきか、さっき言った7つの機能のうちどのような機能を担うべきか、場所をどうすべきか、誘致するに当たって補助の金額はどの程度出すべきか、そういったことをご議論いただきたいというふうに考えております。

翌31年の春、または夏ぐらいまでに答申を出していただきまして、町長としては、中核医療施設の誘致に向けて、その答申を尊重して公募の準備をいたしたいと考えております。

その後、数カ月後、議会の定例会、または臨時会を開催しまして、中核医療施設を誘致するための財源を確保する基金条例を提出いたしまして、もし議会が財源の確保に対して可決いただければ、実際に中核医療施設の公募を開始したいと考えております。

半年程度公募を行って、誘致する医療法人を町として決め、茨城県の医療審議会の承認が得られれば、補助を執行して工事というふうな流れになっていくかと思います。大急ぎでやって竣工まで4年程度かかるのではないかと、4年間で竣工までいけば、大変早いス

ピードでの実現というふうになると考えておりまして、ロードマップとしては、最短でこれぐらいの時間がかかるのではないかと考えております。

○議長（小坪 孝君） 7 番三村孝信君。

〔7 番三村孝信君登壇〕

○7 番（三村孝信君） 答弁ありがとうございました。

非常に丁寧な答弁で、タイミング的にも、有床診療所の病床設置に関する特例の改正に当たった、ちょうど平成30年度からということで、非常にいいタイミングだと。また、町長が今後4年間をかけて、着実に誘致に向けて取り組むという姿勢を示してくれたので、我々議会も勉強会を開くなり、いろいろな事例、研修に行くなり、取り組んでまいりたいと思っております。

続いて、2 番目、定住促進についてであります。

石塚小周辺、また那珂西地区、那珂西公民館の周辺でも、新築住宅の建設が続いています。良好な宅地を提供することができれば、今後も人口増につながっていくのではないかなというふうに思われるわけであります。

そこで、お尋ね申し上げますが、石塚小学校の東側の土地改良済みの農地がありますが、農振地域に指定されているわけでありましたが、非常に石塚学区の中で優良な宅地として今後活用できるような場所であります。町は、ここ5年以上、農振地域についての見直しはしていないと聞いておりますので、それに対して町長の考えをお尋ねいたします。

○議長（小坪 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。それでは、ご質問に回答させていただきます。

石塚小の東側の土地改良済みの農地について、非常に平たんで学校にも近く、あるいはショッピングセンターなどにも近く、城里町の中では、まさしく宅地に最も適した大きな土地であるというふうに考えております。ここは農業振興地域に指定されておるため、一切の開発が今できない状態にあるわけですが、農業振興地域につきましては、おおむね10年後を見通し、5 年をめどに社会情勢の変化に適切に対応するよう整備計画の見直しを行うこととされております。

しかし、本町においては、平成21年3月に見直しを実施後、見直しが1度も行われておらず、見直し後9年が経過しております。その間、123号線バイパスの一部開通を初め、多くの道路状況が変化しております。農業政策において見直しの準備を進めているところであります。

ご質問の地域につきましては、住環境にすぐれた地区ではありますが、土地改良が行われた土地で、町の農業振興整備計画の中では、将来に残すべき優良な第1種農地として農業振興地域として指定をされております。農業振興と定住促進のための住環境整備、どち

らも町の発展には必要であります、しっかりと今後の見直しの中で判断していきたいと考えております。

農業振興地域からの除外要件には、開発等の詳細な計画とその場所でしか計画が行えないなどの相当な理由、そして県の同意が必要となります。そのため、当該地域を農業振興地域から除外するためには、具体的な開発計画が必要だと考えております。そういった計画を描けるかどうかというのが県の許可を得られる一つのポイントになるかと思っておりますので、今後、農振地域の見直し、それから都市計画の見直し、水道や下水道の計画なども含めて、関連した計画が一体となって初めて実現するものと考えますが、ぜひ町の人口を維持していくために必要な土地であると考えますので、重要な課題と捉えて検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（小坪 孝君） 7 番三村孝信君。

〔7 番三村孝信君登壇〕

○7 番（三村孝信君） 9 年間見直しをしていないということで、バイパスもできたことだし、かなり環境も変化しているので、適切な判断を下されるようお願い申し上げます。

続いて、3 番目になりますが、病院の誘致についても、ロードマップで示したように 4 年ぐらいの期間を要するだろうと。この農振地域からの除外に関しても三、四年のスパンが必要であるというふうに理解します。そういった点で、町長は町政を継続する意欲があるのかなというふうに推測をするのでありますが、町長就任後既に 3 年半ぐらいが過ぎています。9 月には、9 月 2 日でしたか、町長選挙が控えているということでもあります。そこで、町長就任後 4 年間の総括をご自分から述べていただきたいと。

それから、9 月に予定されている町長選への出馬というのを皆さんの前で表明するのか、その辺をお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（小坪 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

三村議員から 4 年間の総括と、それから 9 月に予定されている町長選への出馬表明についてご質問をいただきました。

町長就任以来 4 年間、私は特に空き校舎の活用について力を入れてまいりました。これは前回の選挙のときにも、明確に選挙公約の中で書き込んだものでありました。それぞれの場所を地域活性化、あるいは雇用の場所にしたいということで、北方小学校、いせきびあにおきましては、約 60 名の職員が働く桂地区でも有数の事業所となりました。七会中学校におきましては、ホーリーホックの職員約 60 名が働いており、七会地区では最も多くの人が働いている場所だと思います。また、坪小学校におきましては、ベッド数 80 の特別養護老人ホームが今年 12 月に開設を予定されており、恐らく就業者数としては 80 名程度の人

間が働く場所となるかと思います。3つの使われていなかった空き校舎が全体で200人近い人間が働く場所と変わりました。

七会中の議論の中で、60人のホーリーホックの選手が食べる食事代だけで800万円から1,000万円の経済効果があるのではないかということをお話しさせていただきましたが、それだけ200人の人間が働くということは、それだけで、本人の給料だけではなくて、関連消費も含めて大きな経済的な効果や地域に対する活力をもたらすものと考えております。そういった意味で、3年間で約束した空き校舎の活用の推進ですが、3年間で3カ所行うことができたということで、一定の成果を見たというふうに考えております。

また、子育て支援の分野におきましても、昨今、国の政策としても保育料の無料化などを行うということでしたが、国に先駆け、国以上の子育て支援策をこの4年間で実際に実現できたということは誇らしく感じております。その一方で、財政状態は、この4年間で着実に借金を減らし、そして貯金を増やした4年間でございました。

こういった4年間の成果とともに課題もございます。総合計画におきまして住民が一番望むものとして、病院の誘致というのがございましたが、病院の誘致につきましては、私の前の4年間の公約等に入っていなかったということもありますが、情報収集にとどまってしまったという反省もございます。次の4年におきましては、医療の充実、それから障害者福祉の充実、それから公営住宅の更新、あるいは前回約束の公約に入っておりますが、公園の建設など果たせなかった政策もございますので、そういった政策を実際に実現し、さらに住みよい城里町を実現していくため、9月の町長選挙へ出馬したいと考えております。

以上でございます。

○議長（小坪 孝君） 7番三村孝信君。

〔7番三村孝信君登壇〕

○7番（三村孝信君） 明確な表明をされたわけでありますから、再選に向けて頑張っていただければと思いますが、町長が挙げた空き校舎対策、子育て支援、財政の健全化と、確かに評価できる政策もあると思います。また、七会中のアツマーレに関しても、非常にサッカー関係者や外部の方から評価が高いと。

ただ、町内の方にとっては、まだ足を踏み入れていない場所であると感じている人がたくさんいるんじゃないかと。そういった方をいかにアツマーレに呼んで、また実際、水戸ホーリーホックのサッカーの試合に連れて行くかという、そのところをしっかりとやってもらいたいというのは要望なんです。

私は、茨城国体があったのが昭和49年でしたか、そのとき高校2年生で、サッカー会場の球拾いをしていたんですけれども、自分たちも笠松運動公園のサブトラックではありましたが、芝生の上でサッカーをしたという記憶がいまだに残っています。それまでは土のグラウンドでやっていたんですが、生まれて初めて、県の大会だと思うんですが、高校の

ときに初めて芝生の上でサッカーをしました。そういう体験というのは、私の中に今でも残っているわけです。だから、あれだけの芝生をつくって、それをそういう体験を少年団、なるべく若い小さい子供たちに体験させてあげたいと。そういったこともアツマーレをつくった意義じゃないかなと思うので、そういうことにも力を入れていってもらいたいというふうに思っております。

また、子育て支援については、町長は胸を張れると私は思っているんですよ。それは、あなたは、今まで3年半の首長就任で子供を3人つくっていると。これはなかなか立派な実践ですよ。手厚い子育て支援をやろうというふうにも、自分の実体験が生きているんじゃないかというふうに思っています。

今後とも、国のほうも、先ほど町長がおっしゃったように、3歳児まで無料にしようということですから、方向性としては、当町が行っている補助は、給食費に関しても間違っていないんじゃないかなというふうに思っています。いち早く対応したということは評価できるんじゃないかなというふうに思っています。

また、4年間かけて、今後新たに病院、それから障害者の問題、障害者福祉、それから公営住宅の整備、公園整備、それらに取り組みたいということです。我々議会も、先ほどの病院ではないですが、行政をチェックする機関として、これらの政策について調査をするとともに提言もしていきたいというふうに思っております。今後の活躍にも期待したいと思います。

以上で質問を終わりにします。

○議長（小唄 孝君） 以上で7番三村孝信君の一般質問を終結いたします。

散会の宣告

○議長（小唄 孝君） 本日の日程は全て終了いたしました。

なお、あす7日から11日までは、議案調査、議案整理のため休会とし、12日は午後2時に本議場において再開し、議案質疑から入りますので、開議10分前までに控室へご参集ください。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後 1時47分散会